

## 中之島 GATE サウスピアにおける安全航行確保について

中之島GATEサウスピア（以下、「当施設」という。）周辺の水域（下図に示す水域で以下、「指定水域」という。）は、旅客船や土砂運搬船などの動力船だけでなく、作業船やプレジャーボート、手漕ぎボートなど、多種多様な船が多数航行する水域です。

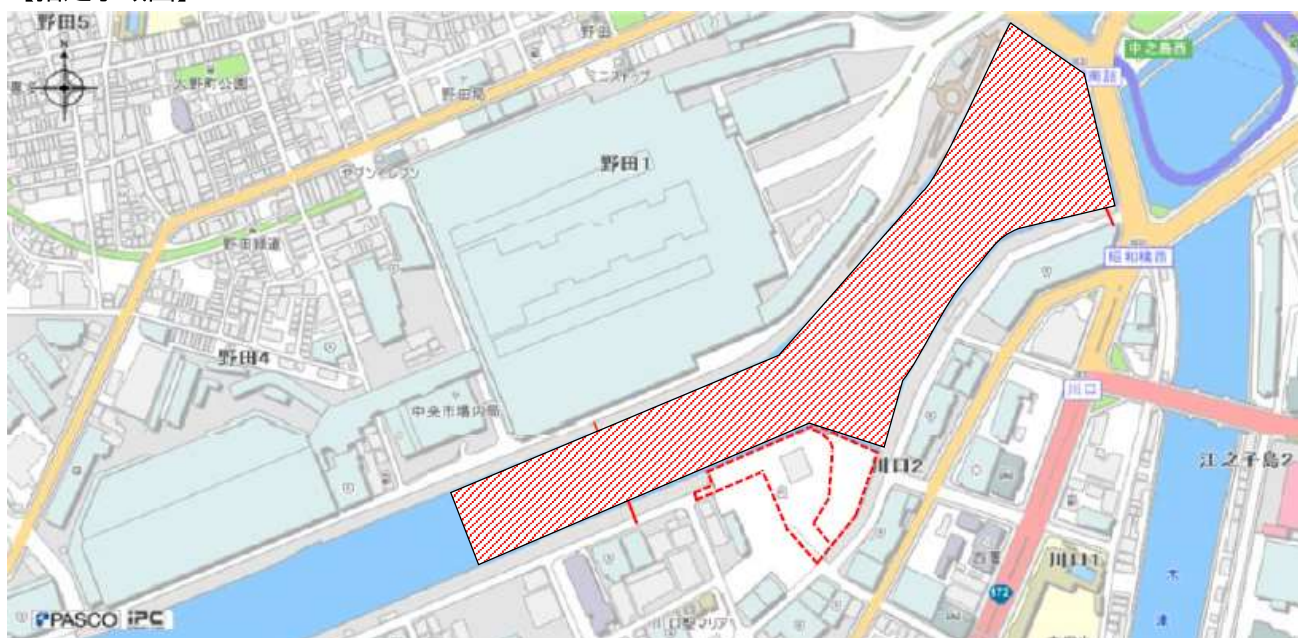
また、当施設及び対岸にある施設の棧橋を離着岸する船や、指定水域を通過する船等が航行しています。（特に万博開催時は、多数の船等の航行が予想されます。）

さらに、入り組んだ水域の中で潮の干満の影響を受けるため、水の流れが複雑に変化し、安全な航行に支障を及ぼす可能性があります。

そのため、港則法や海上衝突予防法に定める航法はもとより、当施設が定めた、安全航行のためのルールを必ず遵守し、安全に航行していただく必要があります。

指定水域を航行する際は、事前にルールに則った運航計画を立てて航行して下さい。

## 【指定水域図】



## ■安全航行のためのルール

- ① 航行中は、港則法及び海上衝突予防法を遵守し、指定水域を含め常時見張りを厳にし、衝突等の危険を回避できる速度で航行するとともに、他船と危険な見合い関係にならないよう、十分に余裕のある時期に衝突等の危険を避けるための動作をとってください。
- ② 当施設に離着岸の際は、指定水域を通過中の船を常に優先するものとし、当該船が通過後、安全確認を行ってから離着岸してください。
- ③ 同時に当施設に離着岸しようとする船がある場合は、船同士で連絡しあって事故の防止に努めてください。
- ④ 安全確保のため、当施設への出入を禁止する場合がありますので、当施設職員の指示に従ってください。
- ⑤ 法令に従いライフジャケットを着用し、大阪北港マリーナ(株)との連絡用に携帯電話を携帯してください。
- ⑥ 万一事故が発生した場合は、大阪北港マリーナ(株)に連絡をお願いします。（電話：06-4400-5194）